

枚方市条例第 5 号

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第24条」の次に「及び第24条の4」を加え、同条第1号ハ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号ニ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号ニ中「法第72条の3第1項」を「、法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の51」を「100分の49.5」に改め、同項第2号中「100分の29」を「100分の30.3」に改め、同項第3号イ中「100分の20」を「100分の20.2」に改める。

第17条の2中「第24条」の次に「及び第24条の4」を加え、同条第2号ロ中「法第72条の3第1項」を「、法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項」に改める。

第17条の5第1項第1号中「100分の51」を「100分の49.5」に改め、同項第2号中「100分の29」を「100分の30.3」に改め、同項第3号イ中「100分の20」を「100分の20.2」に改める。

第17条の14第1項第1号中「100分の48」を「100分の45」に改め、同項第2号中「100分の52」を「100分の55」に改める。

第24条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第24条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。

2 第13条第3項の規定は、前項の規定による額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第24条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2

項において読み替えて準用する第13条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額(当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行つた後の額とする。)

5 第13条第3項の規定は、前項の規定による額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。

附則に次の1条を加える。

(令和4年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例)

第13条 令和4年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

(1) 第24条第1項第1号に該当する納付義務者 1,100円

(2) 第24条第1項第2号及び第3号に該当する納付義務者 1,700円

附 則 [令和4年3月11日公布]

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例(第24条の改正規定を除く。)による改正後の枚方市国民健康保険条例の規定は、令和4年度分以後の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。